

佐賀労働局 YouTube 運用方針

1 目的

「厚生労働省ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に準じ、佐賀労働局が開設する YouTube の動画チャンネルで、佐賀労働局からの情報を発信するための運用に関し必要な事項を定めるものです。

2 運用管理者

公式チャンネルの運用管理者は佐賀労働局雇用環境・均等室とし、公式チャンネル名は「佐賀労働局 YouTube 公式チャンネル」として運用します。

3 運用方法

- (1) 運用管理者は、広報資料や行政に関する情報などを必要に応じて投稿します。
- (2) 各動画に対する利用者からのコメント等へ書き込みはできない設定とします。
- (3) 本サービスの提供にあたっては「厚生労働者公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に従います。

4 著作権

公式動画に掲載している個々の情報（文字、写真、イラスト等）は著作権の対象となっています。著作権は日本国著作権法及び国際条約により保護されています。

当ページの内容の全部または一部については適宜の方法により、出所を明示することにより、引用・転載・複製を行うことはできますが、無断転載はご遠慮ください。

また、商用目的で複製する場合はあらかじめ佐賀労働局までご連絡ください。動画チャンネルの内容の全部または一部について佐賀労働局に無断で改変を行うことはできません。

5 免責事項

佐賀労働局は、動画チャンネルを利用することで利用者及び第三者に生じた直接・間接的な損失について、一切責任を負いません。

6 その他

佐賀労働局は、予告なく運用方針の変更や運用の中止をする場合があります。この運用方針は令和 2 年 10 月 1 日から適用します。厚生労働省の施策について詳しく調べたい場合は、厚生労働省ホームページ、佐賀労働局ホームページをご覧ください。

佐賀労働局公式ホームページ : <https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>